

## 大垣市都市再生整備計画事後評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項に規定する都市再生整備計画について、本市が行う事後評価の妥当性を審議するため、大垣市都市再生整備計画事後評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事後評価の手続き及び結果の妥当性について審議すること。
- (2) 今後のまちづくり方策等の内容の妥当性について審議すること。
- (3) 前2号の審議の結果不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見を述べること。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、3人とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) まちづくり、行政運営等に関する知見を有する者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が欠けた場合は、新たな委員を委嘱することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部地域創生戦略課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。